

吉野町長賞

「税が守る命」

吉野中学校 一年 辻中 愛梨

私の中で「税金」といえば、払うものというイメージしかありません。税金の種類も本当はたくさんあると思うけど、私は一番身近な消費税と親が毎年支払っていると言っていた家などの固定資産税しか知りませんでした。しかし、この作文を書くために両親に話を聞いてみると、私たちの生活の中には支払う税金より、税金によって受けているサービスがたくさんあることを知りました。

昨年亡くなった祖父が以前手に大げなをした時、救急車を呼んで病院まで連れて行ってもらいました。その時、救急車にはん送の代金などは支払いませんでした。また、運ばれた病院の施設も、国公立のものに関しては税金で建てられたものだという事です。昨年吉野郡と五條市の公立病院が統一され、福神に南奈良総合医リようセンターが開院されました。とても大きな病院で設備も高度医リようが可能な機械がたくさんあるそうです。そのうえ、南奈良総合医リようセンターは屋上にヘリポートがあり、ドクターヘリの受け入れもしているということです。救急車だけではなく、ドクターヘリではん送されても税金のおかげで、私たちは無料でサービスを受けることができるのです。

病院が統合されるという話が出た頃、最寄りの公立病院まで約二十分かかる私の住んでいる地区では、もし病気で倒れても救急車を呼んではん送されて治りよ

うを受けるまでに時間がかかりすぎて助からない可能性がありました。それなのにもっと病院が遠くなるのは不安で仕方がないと母や祖母が話をしていたのを覚えています。しかし、最近私の家から二三分の所がドクターヘリの離着陸の指定場所になっていると聞き、「これで倒れても助かるかもしれないね」と安心してらるうです。

このように、私たちが支払っているいろいろな税金が形を変えて私たちの身の回りにたくさんあり、一人一人平等にそのサービスを受けていることを知りました。そして、税金を支払うということがどれほど大切なものを改めてわかりました。私は、あまり税金に対して関心が無かったけど、この機会に税金のことをもっと知りたいと思ったし、調べたいと思いました。前に見た、「税金がなくなったら」という映像を思い出し、私は税金がなくなったら嫌だと思い、私もしっかりと税金を支払って、多くの人の役に立ちたいと思いました。

奈良県知事賞

「税務署での体験」

吉野中学校 二年 泉田 麻緒

私は、今まで税についてあまり良いイメージは持っていませんでした。たくさん書類を書いたり、消費税を払ったり、なぜしないといけないのだろうという疑問もありました。でも今年、職場体験で税務署に行き、そのイメージが変わりました。

体験では、まず税のビデオを見て、役割について学びました。税によって私たちの

生活が成り立っている事は知っていたけど、改めて、税は必要なものなのだと実感しました。外国にいるんな種類の税金がある事も知って驚きました。

私がこの職場体験の中で一番驚いたことは税金の種類の多さです。所得税、法人税、消費税など聞いたことのある種類から、相続税・贈与税、たばこ税など聞いたことのないものまであり、驚きました。職員の方から、それぞれの税金が大切な役割をしていることを教えていただきました。私は、たくさん税それぞれ一つ一つが、大切な役割を果たしているから、いろんな場面私たちが便利に生活できているのだと思いました。改めて税の大切さを実感しました。

実際に税務署の仕事を経験してみ、想像していたように、計算したり、書類に書いたり、むずかしい仕事が多かったです。その中でも一番印象に残っている仕事は、内偵調査という仕事です。客として飲食店などに行つて、売り上げを調べたりする仕事で、私はそんな仕事があるなんて知らなかったの、びっくりしました。税務署の仕事は法律が関係していたり、一つ一つがとても重要な仕事なのだと、いうことがよくわかりました。

三日間の体験を終えて、初めは分からないことも多くて緊張してました。でも、職員の方が優しく教えてくださったり、普段見られないような場所が見れたり、貴重な体験になりました。税務署の仕事は、私たちの生活に関わる、とても大切な仕事なのだとわかりました。それと同時に税の必要性にも気づくことができました。税があるからこそ、私たちが学校で勉強できるから、今の私たちには欠かせ

ない存在だと思いました。この体験を通して学んだことを、これからの生活に活かしていきたいです。

吉野納税貯蓄組合連合会会長賞

「ふるさと納税について」

吉野中学校 二年 岩本 果恋

おばあちゃんの家に生駒ラムネがあったそれを食べていると、そのラムネは生駒市のふるさと納税のお礼品になっていると教えてくれた。ふるさと納税という言葉は職場体験で税務署に行ったときに聞いたことがあったので調べてみることにした。

ふるさと納税とは、今自分が住んでいるところだけでなく、住んでいたふるさとにも納税できる制度、簡単に言ってしまうと、自分が住んでいる地域以外に「寄附」できる制度である。消費税などの税金は、自分が住んでいる地域にしか納税することができないことだからこの制度は作られた。

この制度では納税した金額に応じて、対象の地域からお礼品がもらえる。例えば私の住んでいる吉野町であれば、柿の葉寿司や吉野杉を使った製品、地酒などがお礼品とされている。他の地域では、地域ブランドの牛肉や職人が作った包丁など高級なものも数多くある。

詳しく調べると、お礼品を目的としてふるさと納税をしていた人がいたこと、それに対して政府から地方自治体にその金額に見合ったお礼品を設定するようにと通達があった。この通達には賛否両論が起っている。

私は、この通達に賛成だ。この通達のメリットとしては、お礼品を目的とするものがなくなることもしくは、欲しいお礼品の設定された金額分その地域に納税される

と、震災などが起った場合に納税をする」と、そのことにより少しでもその地域の復興に協力できることがあげられる。

この通達に反対する意見も一理ある。

この通達のデメリットとして、今までお礼品を目的としてふるさと納税をしていた人たちがしなくなる可能性があげられる。もし今までお礼品を目的としてふるさと納税をしていた人がやめてしまったら、納税されていた地域に納税される金額が減り、今まで貢献できていたまちおこしに貢献できなくなるかもしれないから大変だ。

お礼品を目的としてふるさと納税をしていても、納税をするこゝによりその地域のまちおこしをするこゝに、地域に貢献するこゝともできる。

また、人口が少ない市町村にふるさと納税をすることはメリットだが、そのような地域に住んでいる人たちが他の地域に多額のふるさと納税をしてしまうという点ではデメリットだと思う。だが私は、ふるさと納税を続けていかなければならないものだと思う。目的に関係なくふるさと納税で自分と関わりのある地域や住んでいた地域にも貢献することができるとは思う。

私は、将来今住んでいる吉野町から他の地域に行ってしまうかもしれないけれど、もし他の地域に行ったときにはふるさと納税で吉野町に納税し、吉野町のまちおこしに貢献できるようにしたいと思う。

### 吉野税務署管内租税教育推進協議会長賞

#### 「医療費給付金」

吉野中学校 一年 井上 知香

病院へ行ってもお金が戻ってくる。このような会話を耳にするようになった。

私たちの町では病院で受診し「乳幼児医療費給付金制度」を利用すれば、子育て支援の一つとして、乳幼児医療費給付金がある。十八才までならば、入院・通院ともに保険診療分の自己負担額を全額助成してくれるのである。みんながお金の心配を気にすることなく、安心して病院の受診ができることは、とても助かる。どうして無料で受診できるのかということ、この制度が税金によって支えられているからである。

私は小学校の時から、バレーボールをしているので、ケガをした時は診察だけでなく、レントゲンも撮ってもらい、サポーターの着用の指導も受け、薬も処方してもらおう。また風邪をひいて熱があった時など、早く良くなってほしいから、病院に行くと診察を受けている。

医療費が戻ってくるからといって、本当は受診をしなくてもいいような軽い症状でも、とりあえず病院に行っていないだろうか？必要以上の薬を処方してもらってはいないだろうか？むだな治療をしてもらっていないだろうか？と税金の負担が心配になった。気になったので、私は医療費給付金通知書が町の方から届いてないか、母に聞いてみることにした。母から通知書を出してもらい、内容を見てみると、受診日・医療機関名・給付金額が書かれていて所定の金融機関口座に振り込みました、と書かれていた。

ここ近年、医療費の金額が給付されるようになったこともあり、中学生の私でも、これが税金のだと、実感がわいた。それにより診療費の自己負担額が戻ってくるのである。医療費だけでなく、私たちの町では平成二十九年四月から、高等学

校通学費補助金(定期購入費用の一部助成)がはじまり、利用負担金の二分の一を補助してくれるようになった。これは、制度として築き上げられた税制の支えによるものであり、多くの税金を、子供たちの医療に充てていただいているのだ。

利用する私たちも、しっかりと心に受けとめておくべきだと感じている。税金は払う時はいやなものだが、形を変えて、きちんと私たちの元に返ってくる。税金のありがたさを受けとめ、感謝し、決してむだづかいのないようにしたい。私も大人になれば、しっかりと働いて、期待される納税者になりたいと思う。

### 吉野税務署管内租税教育推進協議会長賞

#### 「税務署で感じたこと」

吉野中学校 一年 戸毛 珠美

私は、税についてあまりよく知りませんでした。でも、今年の5月に職場体験に行き、税について学びました。

私は、税務署に行つて感じたことが2つあります。

まず1つ目は、税金はこの世にないといけないと感じたことです。まわりでは「消費税上がつて嫌だ。」などの声をよく耳にします。実際私もそう思っています。だけど、私たち中学生や小学生、高校生なども税金があるから学校に行けています。もしも、税金がこの世から無くなったとしたら、病院・警察、消防署が無くなってしまつかもということだと思います。そして今も呼んでもタダでかけつけてくれている救急車も消防車も、お金を払わないといけないのです。つまり、この世の中が成り立っているということは、税金がきちんと

払われているからだと思えます。でも、その税金を、知らないふりをしたり、隠したりして払わない人もなかにはいることも知りました。実際の写真を見せていただきましたが、どれも私の想像以上でびっくりしました。そんなことをする人は、みんながルールを守りこの世の中や日本のために税金を払っているのになと思います。

私が2つ目に感じたことは、私の中で税務署は、「職員の人は一借真面目」だとか、「税務署の中はすごく静かで、あんまり笑うことなんてないのかな」など思っていたのが想像とちがってすごく明るいとこだとということでした。職員の方々はすごく明るい方ばかりで、とても親切でした。私がうれしかったことがあります。それは、あいさつです。大きな声でなによりもにこやかにあいさつをしてくれる、まるで近所に住んでいるおじさんみたいにあいさつしてくださる人がいて私は、すごくうれしかったです。職場体験で一番はじめ、仕事する上で大切なことは、あいさつと言葉遣いとおそわりました。自分も今あいさつされてすごうれしかったし、ほんとにしました。だから私も、今から、みんなに笑顔になつてもうえるようにしたいと思いました。

この職場体験で、税金への考え方が変わりました。この日本のためになつていて感じました。私も大人になると払う税金が増えるけど、このことを忘れずにしたいです。ここに書いたことよりも、もっとたくさん税金があります。ここに書いたよりも、もっとたくさん学んだことがあります。どれも大切なことばかりでした。このことを将来に生かしていきたいと思えます。

1月23日から1月29日まで

## 文化財防火週間



1月26日は、昭和24年に法隆寺金堂壁画が焼失した日にあたることから、この日を「文化財防火デー」と定め、1月23日から29日までを文化財防火週間としています。文化財の所有者・管理者は、防火訓練や防災設備点検を行ってください。

地域のみなさま方も、この運動を機会に一層の文化財愛護に努めましょう。

### 1. 文化財火災の特徴

文化財火災の出火原因の多くは焚き火や放火によるもので、屋根からの出火が目立ちます。柿葺(こけらぶき)・椋皮葺(ひわだぶき)といった燃えやすい屋根材を使用しているためです。

### 2. 防火のポイント

#### ア 火気管理

ストーブなどの暖房器具は使用前と使用後に点検するとともに、可燃物(燃えやすいもの)と安全な距離を保ち、消火の準備をしてください。

#### イ 放火防止対策の強化

関係者による巡回警備、敷地内での可燃物の除去と整理整頓、夜間照明の設置、そして地域との協力など放火されない環境づくりが大切です。

#### 奈良県広域消防組合 吉野消防署

TEL (32)1011、I P (39)9107、FAX (32)0130

## 吉野税務署からのお知らせ

平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、

平成30年2月16日(金)から  
3月15日(木)までです。

### 【確定申告会場 開設日】

平成30年2月16日(金)

○税務署では、2月15日(木)までは通常の業務体制で事務を行っていますので、**左記期間(2月16日(金)以降)**に確定申告の相談をしていただくようお願いします。

○確定申告会場は、混雑状況によっては**長時間お待ちいただく**ことがあります。

○申告会場では、**16時まで申告相談の受付**をしていますが、混雑状況により早めに終了する場合がありますのでご了承ください。

## 吉野地区保護司会からのお知らせ

### 「更正保護サポートセンター吉野」が開所しました

吉野郡内3町6村で構成する吉野地区保護司会が10月2日、大淀町中央公民館3階に「更正保護サポートセンター吉野」を開所しました。サポートセンターは、保護司会が地域の地方公共団体及び関連機関・団体と連携を図り、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて活動を行います。サポートセンターには企画調整保護司が常駐していますので、お気軽にお立ち寄り下さい。

※3町6村(吉野・大淀・下市・天川・黒滝・下北山・上北山・川上・東吉野の各町村)

### サポートセンター吉野

場 所 〒638-0821 大淀町下淵949番地  
電話・FAX 0747-52-3721  
業 務 日 火曜日を除く平日(10:00~16:00)  
休 日 土曜・日曜・祝祭日・保護司の行事日

### 1月のごみ収集日程

ブロックNo.	収集地区名	収 集 日			
		カン類	古 紙	ビン類・ペットボトル	不燃物・粗大ごみ
1	上市地区全域・橋屋・左曾・六田	8日(月)・24日(水)	10日(水)・22日(月)	15日(月)	29日(月)
2	龍門地区全域・中竜門地区全域	24日(水)	10日(水)・18日(木)	11日(木)	25日(木)
3	吉野山地区全域・飯貝・丹治	9日(火)・31日(水)	17日(水)・23日(火)	16日(火)	30日(火)
4	国栖地区全域・中荘地区全域	31日(水)	17日(水)・19日(金)	12日(金)	26日(金)

ごみの分け方・ごみの出し方については、ごみ収集日程カレンダーのそれぞれの囲みの下の方に注意する事が書かれていますのでお読みください。

※お問い合わせ先

[分別について]吉野三町村クリーンセンター【Tel (32)1275】 [収集について]美吉野環境ステーション【Tel (39)9145】

★ごみは午前8時までに出してください。★1月21日は、家庭系ごみの持ち込みを受け付けします。

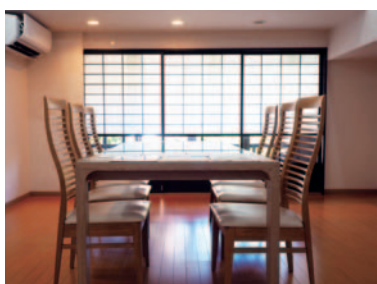
吉野町上市の古民家を改装し、空き家所有者の悩み相談や移住希望者サポートなど、空き家の総合相談窓口として生まれ変わった『吉野町上市移住定住促進支援センター』以下(センター)は2015年6月より始めました。

この窓口が始まってから町・県内外を問わず様々なお客様の悩みにお答えしてまいりました。吉野町内でも、過疎化に伴い空き家の件数が増えて来ております。町内の空き家所有者様からの相談はセンターが始まってから111件(2017/11/20現在)に上がっており、その悩みの内容は様々です。



空き家所有者様の様々な悩み

- 築100年以上の家を借りてくれる人はいますか？
- こんな田舎に引っ越ししてくる人いますか？
- 仏壇や荷物がそのままになっている家をあまり費用掛けずに貸す方法はありますか？
- 貸したいのですが、地域を大事にしてくれる人にだけ貸したいです。
- 現状のまま貸し売りできますか？それとも解体した方がいいのですか？ などなど



支援センター内部

今後もこの空き家に悩む方が増えていくと予想される今、悩みの種を解決してくれるのが『移住希望者』の方々です。過疎化が進む中で、その反面「田舎暮らし」に憧れて吉野町内でお家を探されている方がおられます。

「空き家に困っている所有者」と「空き家を探している移住希望者」のマッチングを目指すのが「吉野町空き家バンク」です。吉野町内でもこの吉野町空き家バンクを通して約30組(2017/11/20現在)のマッチングが完了しており、沢山の所有者様・移住希望者様に喜んで頂きました。またセンターでは地域おこし協力隊2人が常駐しており、移住生活の先輩として希望者の移住へ向けてまた入居後のサポートなど行っております。

空き家に関する事、お悩み等、是非一度ご相談にお立ち寄りくださいませ。



吉野町上市移住定住促進支援センター 吉野町上市182 TEL (39) 9030 (定休日:水・日 年末年始12/29~1/3)

上市スタンドの出店情報

吉野町では空き家や空き店舗を活用し、地域の賑わいをつくろうという目的で上市にある空き店舗を活用したチャレンジショップ『上市スタンド』の運営をNPO 法人空き家コンシェルジュに委託しています。『上市スタンド』は上市郵便局前の旧わたなべ呉服店の場所にあります。

お気軽にお越し  
ください



出店名	内容	開店日
<p>夢幻堂</p> 	<p>恵美ちゃんのほぐし処マッサージ。寒い冬は温かい電気毛布を用意しており、肩や足部分のコリ、また体全体の疲れを温めながらほぐしてマッサージすることで体の血流がよくなり疲れが取れます。20分 1,000円～。要予約。 予約先:店主 高橋 恵美 TEL090-8216-9329</p>	<p>毎週火曜日 13:00 ~ 19:00 1月2日(火) 休み</p>
<p>食堂わたなべさん所(とこ)</p> 	<p>6回目を迎える地域の方々による実験食堂。 小分けのご飯やおかずを多数用意しています。 1品 50円からとお手頃価格です!喫茶スペースでは飲み物とデザートも用意されます。※お食事は店内で食べて頂きたいのですが、お持ち帰りされる方へはパック(有料)をご用意しています。また容器のゴミを減らす為、持参した容器に詰めただけです。</p>	<p>1月24(水) 11:00 ~ 12:30 すぎ</p>

※内容・時間等は変更になる場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

NPO法人空き家コンシェルジュ 吉野事務所  
電話:39-9030(9:00~17:00 定休日:水・日 年末年始12/29~1/3)